

日本学会議第 2 部報告

法 学 部 の 将 来
法科大学院設置に関連して

平成 1 3 年 5 月 1 4 日

日本学会議 第 2 部

日本学術会議第2部報告

「法学部の将来 法科大学院設置に関連して 」の要旨

本報告は、第2部において、17期から検討を進めてきた、法科大学院と法学・政治学教育に関する審議結果をまとめたものである。本報告は、本年4月5日に開催した日本学術会議第2部主催シンポジウム「法科大学院と法学教育」において、問題提起をした7名のパネリストにより作成された原案をもとに、部会での審議を経て、作成された。

法科大学院構想の検討がすすめられているなか、現在の法学部および法学・政治学系大学院のあり方については、十分な議論がされていない。法学・政治学研究および教育に関心を払ってきた日本学術会議第2部としては、この問題について、重大な関心を払ってきた。本報告の審議にあたり、法学部および法学・政治学系大学院の将来像について、部としての見解をまとめるに至らなかったが、検討すべき論点は、かなりの程度、明確になったといえ、ここに、問題提起者それぞれの見解の独自性を残しながら、論点整理の意味で、報告をまとめることとした次第である。

本報告に示された論点については、報告中の「報告に示された諸論点の要約」でまとめられているところであるが、その概略を示せば、以下のとおりである。なお、これらの論点の詳細は、その後の、各報告に詳述されているところである。

1. 司法制度改革審議会が昨年11月20日に発表した「中間報告」で法科大学院構想が提示されて以後、法学部をもつ全国の大学の多くは、法科大学院の設置をめざして具体的な準備活動に入っているが、法曹を志す者の需要を満たすためのみならず、その背景には、大学のステータスを保持するためにも不可欠であるとの認識が存在するといえよう。

2. 法科大学院の設置を実現するために、その結果として、法学部における法学・政治学教育が空洞化したり、研究者養成機能が低下していく事態になれば、日本全体における法学・政治学教育や研究者養成の観点からしても深刻な事態をもたらすおそれがあるといえよう。

3. 現在の法学部については、公務員その他の準法律専門職の養成、さらには法的素養(リーガルマインド)を身につけた多数の人材の養成という観点を含めて総合的に検討することが必要である。

4. 法科大学院構想が実現した場合の大学法学部のあり方については、基本的には従来と同様に法的素養教育(および法曹養成のための前段教育)を担う学部として存続せしめるべきであるとの上記の考え方(従来型)のほか、法学部を教養教育中心のものへとシフトさせる(リベラルアーツ型)、法曹以外の実務法律家の養成に特化したものへとシフトさせ

る（準法曹実務家養成型）法学部を廃止してその定員を法科大学院に一本化する（法学部廃止型）など、多様な可能性が考えられる、これらのいずれの型を選択するかは、各大学が自主的に決定すべきことである。

５．限られた人的、財政的資源を法科大学院設置のために割かなければならないということから、結果として、法学部の廃止・再編を強いられたり、法学部の実質的空洞化が進行するという事態は決してあってはならない。

６．法科大学院における教育内容の問題としては、まず、実定法のみならず法哲学、法社会学、比較法学、法制史などの基礎法学の教育も重要であり、また、教員には、教育能力、教育意欲などに加えて、研究能力、研究意欲、研究実績が要求されるべきである。

７．法科大学院による実定法分野の研究者養成については、従来よりも多様な人材が実定法研究者になる可能性があるというメリットがある反面、社会科学として法や法制度を分析するという視点や、またドイツ語、フランス語などの外国語の能力が軽視されるおそれがあり、とくに実定法分野の研究者養成のあり方について十分な検討がなされなければならない。

８．政治学については、リベラルアーツの枠の中の学問として広く教育することが期待され、また後継者を養成する研究科が存続することが望ましいが、法科大学院が設置され、法律学の重点が大学院に置かれる結果、政治学が学部教育の中心となる事態や、新たに政治学が中核的役割を果たすプロフェッショナルスクールを立ちあげる可能性が検討されるべきである。

９．法科大学院に対する第三者評価の制度は、その内容とシステムのいかんによっては、法科大学院の統制をもたらす危険性があるほか、大学院の「学部化」を防ぎ、法科大学院構想を価値あるものとするためには、新制大学院の理念・目的に添って、学部と修士課程のそれぞれが担当する法学教育・法曹養成の役割を改めて明確にする必要がある。

１０．法曹養成を含む法学教育や法学研究者養成のあり方について、法律学の専門分野を越えて横断的に検討する学会の設立が検討されるべきである。

日本学術会議第２部としては、法学部と法学・政治学系大学院のあり方について、多様な論点を積極的に提示するために、本報告をとりまとめることとしたものであり、部としての統一した見解を提示するため、今後、さらに検討を進めるものである。

この報告は、第18期日本学術会議第2部で審議した結果をとりまとめて発表するものである。

日本学術会議第2部

- 部長 *戒能 通厚 (早稲田大学法学部教授)
- 副部長 毛里 和子 (早稲田大学政治経済学部教授)
- 幹事 *西谷 敏 (大阪市立大学法学部教授)
- 幹事 浜川 清 (法政大学法学部教授)
- *伊藤 進 (明治大学法学部教授)
- 岩井 宜子 (専修大学法学部教授)
- *江頭 憲治郎 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- 岡部 達味 (専修大学法学部教授)
- 川端 博 (明治大学法学部教授)
- 北野 弘久 (日本大学法学部名誉教授)
- 栗林 忠男 (慶應義塾大学法学部教授、法学部長)
- 櫻井 孝一 (早稲田大学法学部教授)
- 佐々木 毅 (東京大学総長)
- 佐藤 英夫 (故人、前国連大学学長上級顧問)
- *嶋津 格 (千葉大学法経学部教授)
- 芹澤 功 (武蔵工業大学工学部教授)
- 高窪 利一 (中央大学法学部教授)
- *野上 修市 (明治大学法学部教授)
- 廣渡 清吾 (東京大学総長特別補佐、社会科学研究所教授)
- 外間 寛 (中央大学法学部教授)
- 堀部 政男 (中央大学法学部教授)
- 町野 朔 (上智大学法学部教授)
- *松岡 博 (大阪大学大学院法学研究科教授)
- 宮坂 富之助 (早稲田大学法学部教授)
- *村松 岐夫 (京都大学法学部教授)
- 森 英樹 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

氏名の前の*は、原案起草者を示す。

目 次

一	本報告作成の経緯と趣旨	1
二	本報告に示された諸論点の要約	3
三	論点の提示	7
	法科大学院と大学法学部を考える基本視点	7
	法科大学院構想における法学部の将来像	10
	法学部の将来像の4つの選択肢	15
	法科大学院と法学・政治学研究 基礎法学領域から	19
	法科大学院と法学・政治学研究 実定法学領域から	23
	法科大学院と法学・政治学研究 政治学領域から	26
	法科大学院と大学・大学院制度	29

一 本報告作成の経緯と趣旨

第18期日本学術会議第2部は、現在、立案作業中の法科大学院(仮称)構想について、前期に引き続き、この問題が法学・政治学という学術分野に及ぼす影響とその問題点について、部会および関連研究連絡委員会等においてさまざまな角度から検討を続けてきた。そして本年4月5日、日本学術会議講堂において主として第2部関連の学会・協会および法学・政治学系学部・学科の関係者の参加を得て、シンポジウム「法科大学院と法学部教育」を実施した。参加者は、国立大学20大学、29名、公立大学2大学、4名、私立大学32大学、65名、その他6名で合計104名であった。また討論の中では学会・協会を代表して行われた発言もあり、周知期間がきわめて短かったにもかかわらず予測を上回る盛況で、活発な議論もなされ、関係者の高い関心が示された。もっとも、参加者においては、日本学術会議第2部が、各大学の将来に重大な影響を及ぼす法科大学院の設置後の法学部の将来について、現段階において何らかの具体的方向性を表明することへの期待が示されたほか、また、法科大学院そのものについての情報や検討を求める意見も少なくなかった。

いうまでもなく、法科大学院構想そのものは、内閣に設置された「司法制度改革審議会」が昨年11月20日に公表した『中間報告』において公にされたものであり、その具体化をめぐる各大学等がそれぞれの構想を様々な形で発表しているものである。日本学術会議第2部は、審議会の報告内容に賛否の意見を表明したり、各大学等が自主的に検討すべき問題について論じる立場にはない。しかしながら私たちは、わが国の科学者を内外に代表すべき特別の機関である日本学術会議の会員として、わが国の法学・政治学の教育と研究のあり方を検討すること、とりわけわが国の法学・政治学系の学部や大学院がこれまで果たしてきた役割や機能を総合的かつ俯瞰的観点から分析するとともに、この領域の学術の発展をどのように展望しうるかに関して、少なくとも問題の所在を明らかにする任務がある。そのため、私たちは自らの基盤である学会・協会に呼びかけるとともに、大学・大学院関係者にも呼びかけ、この問題を学術の領域という側面とともに、教育研究のありかたやその体制という側面からも論じることにつとめたのである。

この報告書は、このような経緯と目的を持ったシンポジウムにおいてそれぞれの課題について問題提起を行ったパネラーである第2部会員の報告に、できるだけ当日のシンポジウムならびに2部会における審議の結果が投影されるような調整を行ってはいるが、個々の報告間の整合化はあえて行っていない。それは、現在進行中の法科大学院の設置問題が文字通り多様な問題にかかわっているだけでなく、わが国の法学・政治学という学術の領域に未曾有の問題を提起する性格のものであって、当面のところ、整合化することが困難であるのみならず、かえって問題の所在のありかを不透明にすると考えた理由による。

けれども、第2部会ではシンポジウム後の部会やその後の連絡を通じて、当日のシンポジウムでの貴重なご発言をこの報告書にできるだけ反映できるようにつとめるとともに、

問題の所在のみならずその相互関係についても可能な限り整理することにつとめた。「本報告に示された諸論点の要約」にそれが集約されているので参照されたい。このことに関連して、法学・政治学の教育研究のあり方について討議の場が、大学や学・協会の壁を払ったところに日常的に設けられることの必要性が指摘されるべきである。日本学術会議はおそらく唯一、そのようなことができる機関であり、その基盤にある学・協会の強い支持と支援を得て、この独自の役割はさらに発揮されるべきものである。

日本学術会議第2部は、この報告を契機に、日本学術会議第2部に所属する関連学会・協会との連携をすすめるなかで、各専門や各大学の枠を超えた立場から、法科大学院構想が提起しているわが国の法学部の今後のあり方や私たちの後継者の養成にかかわる様々な問題をさらに検討する所存であり、本報告に対する、各方面からの忌憚のないご批判、ご提言を期待するものである。

最後に、この報告のベースとなった先のシンポジウムの参加者各位に深甚なる謝意を表す次第である。

二 本報告において示された諸論点の要約

1. 司法制度改革審議会が昨年11月20日に発表した「中間報告」で構想が提示された法科大学院とは、法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院であり、標準就業年数は3年（法学既修者は2年）とされている。そして、原則として法科大学院を修了することが新たな司法試験を受験する資格とされている。したがって、この構想が実現した場合には、一定の過渡期や限られた例外的措置を別とすれば、法曹（裁判官、検察官、弁護士）を志す者は必ず法科大学院を修了しなければならないことになる。

この法科大学院は、既存の大学を拠点とする必要はなく、大学以外の主体が学校法人を作り、法科大学院を設置することも可能とされているが、実際には法学部をもつ大学が主要な設置主体となることが予想される。法科大学院構想そのものには、現在でもなお賛否両論があるが、現実には法学部をもつ全国の大学の多くは、法科大学院の設置をめざして具体的な準備活動に入っている。その背景には、大学における法科大学院の設置が、単に法曹を志す者の需要を満たすために必要であるというだけでなく、それが大学のステータスを保持するためにも不可欠であるとの認識が存在するといえよう。

2. しかしながら、法科大学院の設置をめざす各大学において、法科大学院が設置された場合に、法学部における教育がいかなる役割を果たすべきなのか、また、大学院の研究者養成機能をどのように位置づけるのか、について、十分な検討がなされているとはいえない。つまり、法科大学院の設置が大学にとってある種の至上命令と受け取られているために、既存の法学部や大学院法学研究科に加えて新たな法科大学院を設置した場合の法学部（法学研究科）の全体像への明確な見通しなしに、法科大学院設置の検討が進められているのが、多くの大学に共通する事態である。仮に、法科大学院の設置を実現するために、その結果として、法学部における法学・政治学教育の空洞化や、研究者養成機能の低下が生じるとすれば、それは各大学にとって大きな問題であるだけでなく、日本全体における法学・政治学教育や研究者養成の観点からしても深刻な事態をもたらすおそれがあるといえよう。

3. 日本の大学法学部は、現在、法曹となる者の数（1年間で1000人）をはるかに上回る数の卒業生を輩出している（1999年度の法学部入学者は4万7000人あまり）。したがって、法学部の機能を単に法曹養成の観点からだけ評価するのは、きわめて一面的である。そうではなく、現在の法学部については、公務員その他の準法律専門職の養成、さらには法的素養（リーガルマインド）を身につけた多数の人材の養成という観点を含めて総合的に検討することが必要である。これまで法学部のあり方について様々な問題が指摘されているが、法学部がこれまでこうした多様な機能を営んできたという事実そのもの

は誰も否定しえないであろう。

4. したがって、法科大学院が設置され、法曹養成に特化した教育が法科大学院で行われるという事態になったとしても、大学法学部がこれまで果たしてきた法曹養成以外の機能が不要になることはありえない。また、法科大学院における法曹養成教育を効果的に進めるために、法学部における基礎的教育(法曹としての資質の養成とリーガルマインド教育)が重要であるとするのも有力な見解である。これらの観点は、法科大学院が設置されても従来型の法学部が必要であるとする見解の根拠となる。

もっとも、法科大学院構想が実現した場合の大学法学部のあり方については、基本的には従来と同様に法的素養教育(および法曹養成のための前段教育)を担う学部として存続せしめるべきであるとの上記の考え方(従来型)のほか、法学部を教養教育中心のものへとシフトさせる(リベラルアーツ型)、法曹以外の実務法律家の養成に特化したものへとシフトさせる(準法曹実務家養成型)、法学部を廃止してその定員を法科大学院に一本化する(法学部廃止型)など、多様な可能性が考えられる。今後の法学部のあり方としてこれらのいずれの型を選択するかは、もちろん各大学が自主的に決定すべきことである。

5. しかしながら、今後の法学部のあり方の検討に際しては、今後の日本において大学法学部が本来いかなる役割を果たすべきかという観点が忘れられてはならない。限られた人的、財政的資源を法科大学院設置のために割かなければならないということから、結果として、法学部の廃止・再編がなされたり、法学部の実質的空洞化が進行するという事態は決してあってはならない。

各大学が原則的かつ長期的な展望にたって、大学法学部や大学院法学研究科のあり方を検討しうるためには、法科大学院の設置・運営に必要な人員、施設等の確保のための、国による十分な支援が不可欠である。司法改革は将来の日本社会の大変革をもたらす国家的事業であり、それに必要な費用の少なくとも相当部分は国が負担すべきであって、すべてを各大学の自主的努力に委ねるべきではない。各大学が、十分な財政的支援を得られないまま法科大学院を設置しようとするなら、教員の極端に過重な教育負担が研究・教育に大きいひずみを生じさせるか、大学法学部や大学院法学研究科のあるべき姿に関する合理的な検討を欠いたまま、事実上、法学部や法学研究科が廃止・再編されたり、空洞化するといった事態が進行していくおそれがあり、いずれにしても、それは日本の将来に大きい禍根を残すこととなる。

6. 法科大学院における教育内容の問題としては、まず、実定法のみならず法哲学、法社会学、比較法学、法制史などの基礎法学の教育も重要である。また、法科大学院においては、既存の知識を教え込むだけでよいとする発想には問題があり、日々生起する新しい問題を解決する高度専門職業人としての能力を養うためには、研究、すなわち確たる解答の

ない最先端の問題に取り組む訓練を必要とするであろう。そうだとすれば、法科大学院において教育に携わる教員には、教育能力、教育意欲などに加えて、研究能力、研究意欲、研究実績が要求されてしかるべきであろう。

7. 法科大学院が設置されても、大学・大学院の研究者養成機能が低下することがあってはならない。その際、とくに実定法分野の研究者養成について、法科大学院と従来型の研究者養成大学院がどのような役割を果たすかが問題となる。研究者養成大学院で研究者を養成しようとする場合、実定法分野の研究者を志望する者が実際に従来型の研究者養成大学院に進学するかどうか問題となる。他方、実定法分野の研究者志望者が法科大学院に進学することを想定した場合に、従来よりも多様な人材が実定法研究者になる可能性があるというメリットがある反面、法科大学院の教育内容・開設科目が研究者養成にふさわしいものか否かという問題がある。とくに法科大学院においては、社会科学として法や法制度を分析するという視点が軽視されるおそれがあり、またドイツ語、フランス語などの外国語の能力が軽視されるおそれがある。こうした観点から、とくに実定法分野の研究者養成のあり方について十分な検討がなされなければならない。

8. 法科大学院構想の実現やそれに伴う法学部、法学研究科の変化のなかで、これまで法学部に籍を置いて法律学を補完する役割をも担ってきた政治学について、新たにその位置づけが問題となる。今後のあり方としては、政治学の存在理由が積極的に承認されて、リベラル・アーツの枠の中の学問として広く教育することが期待され、また後継者を養成する研究科が存続することが望ましい。しかし、法科大学院が設置され、法律学の重点が大学院に置かれる結果、政治学が学部教育の中心となる事態も考えられるし、アメリカのケネディスクールに範をとったプロフェッショナルスクールをたちあげ、そこにおいて政治学が中核的役割を果たすということも検討に値する。

9. すべての大学は制度的に平等であり、各大学院はその必要と条件に応じて自主的に設置され、各学部教育の基礎の上に発展するというのが新制大学・大学院制度の基本理念であるが、法科大学院は、こうした基本理念からして大きい問題を含んでいる。また、法科大学院に対する第三者評価の制度は、その内容とシステムのいかんによっては、法科大学院の統制をもたらし危険性がある。

大学院の「学部化」を防ぎ、法科大学院構想を価値あるものとするためには、新制大学院の理念・目的に添って、学部と修士課程のそれぞれが担当する法学教育・法曹養成の役割を改めて明確にする必要がある。

10. これまで、法科大学院構想、司法試験改革、さらには法学部や大学院法学研究科のあり方などについて、大学の法学部や、法学関係の学会は積極的な発言をしてこなかった

といわざるをえない。その原因の一つとして、そうした問題を専門的に扱う組織が存在しなかったことがあげられる。そこで、法曹養成を含む法学教育や法学研究者養成のあり方について、法律学の専門分野を越えて横断的に検討する学会の設立が検討に値する。

三 論点の提示

法科大学院と大学法学部を考える基本視点

1. 検討視角

(1) 独立変数としての法学部

法科大学院の設置を前提として、現実問題として(とくにスタッフ不足の対応策として)法学部のあり方を考えるのではなく、法学部がこれまで果たしてきた役割と今後のあり方を独自の問題として考えるという視点が重要である。

(2) 日本の制度の独自性

法科大学院や法学部の構想においては、アメリカ・モデルが大きい影響を及ぼしている。この点では、アメリカ・モデルの正確な理解がまず必要であるが、さらに全体としての教育制度の相違、さらには社会構造や歴史の相違を無視して、アメリカ・モデルの直輸入をはかるべきではない。この点では、ドイツ・モデルなどについても同じことがいえる。要するに、他国の制度については、参考資料以上の位置づけを与えるべきではないということである。

2. 法学部が果たしてきた役割とその評価

(1) 法曹養成

現実に法曹養成のために法学部が果たしてきた役割に限界があったのは事実である。しかし、法曹養成において法学部がその役割を十分に発揮できず、予備校の跋扈を許してきたのは、法学部の責任というよりは、現在の司法試験制度に問題があったといわざるをえない。法学部は、将来の法曹がリーガルマインドをもって様々な法律問題に取り組んでいく際の基礎的かつ体系的な知識を身につけさせるうえで、重要な役割を果たすべきであるし、また法試験の改革によってそれは可能と考える。

(2) その他の職業教育機関としての法学部

公務員、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士などの準法律専門職の養成においては、法学部は重要な役割を果たしてきた。

(3) リーガルマインドの涵養

日本社会はきわめて深刻な状況にある。その一つの重要な原因は、政治家、企業家、その他の諸個人のなかに法的ルールが内面化されていないこと、つまり全体として日本社会が法化されていないことにある。その原因に関する一つのありうる見方は、これまで企業や官庁に人材を送り出してきた大学法学部がリーガルマインド涵養の点でなんらの役割をも果たして来なかったというものである。しかし、そうした見方は妥当とは思われない。むしろ、大学法学部がこの点で一定の役割を果たしたにもかかわらず、なお日本の企業、官庁、あるいは社会全体を変えるに至っていないと考えられる。日本の企業や官庁の特殊な構造に支えられた伝統的な非法的思考にはそれだけ強固なものがあるということである。

(4) 総合評価

法学部は上記のような多様な機能を営んできたのであり、今後の法学部の問題を法曹養成の観点だけから判断するのは一面的である。今後とも法学部は必要というべきである。

もっとも、従来の法学部教育は、多様なニーズのどこに焦点をあてるかについて明確な理念をもたないまま、司法試験に引きずられて、かなり専門的かつ詳細な問題にまで入り込んできたという問題点をもっていたと考える。

3. 法科大学院構想と法学部

そうした評価を前提として、次に、法科大学院構想が実現した場合の法学部のあり方について考えてみたい。

(1) 法曹養成と法学部

「法曹」たるための実質的な資格は、法学の基本的な素養と法的思考を身につけ、そのうえで社会の中に生起する諸問題に適切な法的解決を与えるのに必要な法的知識をもつことにある。とすれば、それを法科大学院の3年間だけで身につけさせることはきわめて困難である。その意味では、法科大学院をもうけるとすれば、基本的には現行の法学部教育の上に積み上げることが必要と考える。仮に法学部を廃止して、リベラルアーツ学部で再編成した場合、日本の法曹の質は一層低下すると考えられる。その意味では、法学未修者に対する法科大学院での教育を3年としている中間報告の提案には大きい問題が含まれている。日本においては、日本社会の非法的性格のために学生に法的思考を身につけさせるのに時間がかかること、また近年顕著になっている学生の学力低下の問題も考慮すべきである。

(2) 法学部のその他の機能

準法律専門職の養成には、やはり法学部が中心的な役割を果たさざるを得ないであろう。それでは、法学部卒業生の多数を占める非専門職についてはどうか。上述のとおり、法律

専門職につかなくても、リーガルマインドをもった者が企業やその他各方面で活躍することは、健全な社会の発展にとって不可欠である。社会のよい意味での「法化」は、決して法曹人口の増大のみによって実現するものではない。それでは、リーガルマインドをもった社会人の養成は、法学部以外の学部においても可能だろうか。もちろん、法学部でなくとも法律科目をある程度履修すれば、そうでない場合よりはましであろう。しかし、日本社会においては、いわゆるリーガルマインドは相当の時間をかけて基礎法科目、各実定法科目の基本をきちんと勉強することによって初めて身につくものと考えられる。一般教養を学んだだけで簡単に身につくとは思われない。やはりこの点からいっても、法学部の必要性は大きいと考える。

(3) 改革の必要性

とはいえ、法学部の改革は必要である。これまでの法学部教育は、とくに実定法についていえば、司法試験を意識してかなり細かい解釈論にまで立ち入って行われてきたとはいえないだろうか。しかし、仮に法科大学院ができ、法曹養成を意識した高度な法学教育が法科大学院で行われるとすれば、法学部教育は学生が将来の進路のいかににかかわりなく共通して身につけるべき法の基礎に関する教育に純化しうることになるだろう。そこで、法学部の教育は、各法分野の基本を身につけさせることに重点を置くべきである。これは、基礎法や各実定法分野についていえることである。また、政治学の教育も不可欠であろう。

4. 法科大学院と法学部の両立は可能か

以上の観点からすれば、法科大学院が設置される場合でも、法学部はやはり必要というべきである。それは、もちろん、法科大学院を設置する大学に必ず法学部も設置すべきであるということは意味しない。全国レベルでのある程度の分業はありうることである。しかし、法科大学院と法学部の大学ごとの完全な分業は不可能である。法科大学院を設置した場合、事実上法学部を維持できないといった事態が生じる危険性がある。それは、単に当該大学における法学部の廃止ないし改組を意味するにとどまらない。そうした事態が全国的に有力大学で進行していくならば、法学部という学部そのものの社会的評価に影響を及ぼし、長期的には確実に法学部全体の衰退をもたらすであろう。

したがって、現行の人員と予算の枠を前提として、法科大学院を設置しようとするれば、様々な面に大きい歪みを生じさせることになることは火を見るより明らかである。国として、仮に法科大学院の制度を設けようとするのであれば、一定の人員を保障し予算措置をとることが不可欠である。

法科大学院構想における法学部の将来像

1. 司法改革審議会中間答申（検討会議報告）にみる法学部教育

法科大学院設置に伴う大学法学部のあり方を考えるにあたっては、まず法科大学院構想のなかで法学部教育をどのように位置づけているかをみる必要がある。

法科大学院（仮称）構想に関する検討会議報告（平成12年9月）では、法科大学院設置後も法学部は存続することを前提として、法曹養成のための法学教育については法科大学院が責任を負い、法学部は法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織とするか、その機能に加えて法科大学院の教育過程の基礎部分を実施する機能をも併有するものとするかは、各大学の判断に委ねるとしている。司法制度改革審議会中間報告（平成12年11月20日）では、法学部は法曹となる者の数をはるかに超える数（平成11年度47,000人）で、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能を担っており、法学部教育で法曹養成をすることは現実的妥当性に乏しいことから、法曹養成は法科大学院で行うとして棲み分けをしている。

2. わが国における今後の学部教育のあり方との関係

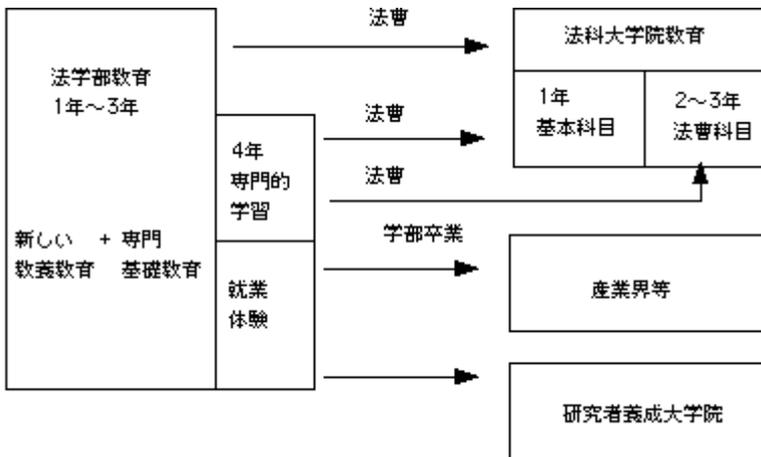
前述のような法学部教育と法科大学院教育との関係構想は、わが国における今後の学部教育のあり方構想とも共通する。教育改革国民会議報告「新しい大学・大学院システム」（平成12年12月22日）では、学部では教養教育（リベラルアーツ教育）と専門基礎を中心に教育を行うこと、学部で卒業する者は4年で専門的学習とインターンシップなどによる就業体験を実施すること、優秀な学生は学部の3年修了から大学院へ進学することを大幅に促進すること、大学院には社会で必要とされる実践的な専門能力を身につけるためのプロフェッショナル・スクール（高度専門職業人養成型大学院）と、研究者養成のための大学院（研究者養成型大学院）とを多様な形態で設けることを提言している。そして、学部での教養教育については、大学審議会答申「教養教育の目標・理念」（平成10年10月）で、「学問のすそ野を広げ、様々な角度からものごとを見ることができる能力や、自主的・総合的な考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置づけることのできる人材を育てる」ことにあるとしている。

3. 法学部と法科大学院関係図

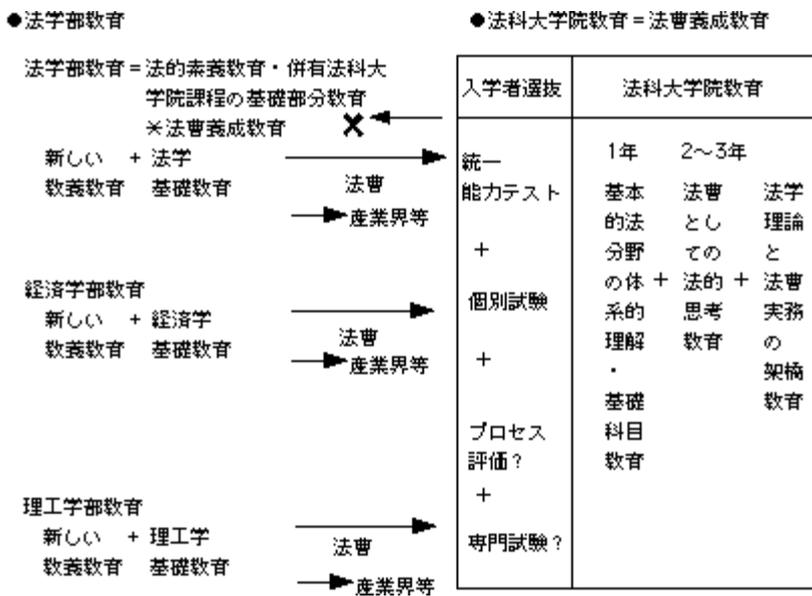
以上の諸報告や答申などを総合してみると法学部と法科大学院の関係図は別図のように

なるう。

(1) 法学部教育システム図



(2) 法曹養成教育図



4. 法学部教育の理念の探求

(1) 法学部教育における法曹養成教育

これまでの法学部は「法曹養成教育」の任務を担ってきた。ただ、この任務は、今日では幻想になっているところに、法科大学院構想が登場してきたことは周知の通りである。

そこで、法科大学院構想の下で、この任務が現実化する余地ないし役割が期待できるかどうかである。

(イ) 法科大学院構想との関係

上記の図示で明らかなように、法科大学院構想では、法学部教育と法科大学院構想とは原則として、直結していない。法学部での法的素養教育と法科大学院での法曹養成教育を棲み分けし、機能・役割分担が明らかにされていることが注目される。これは、当初は、各大学が法曹養成教育のうち法学部では法学専門基礎を教育し法科大学院につなげる専門二階建て大学院を想定していたことと異なる。法学部教育での法曹養成教育は期待していないということである。このことは、教育改革国民会議における学部における教養教育と専門基礎を中心とする教育と高度職業人養成大学院におけるプロフェッショナル教育の機能分化にも対応するものであって、専門家養成教育は学部では行わないとする構想と共通する。

このことはさらに、他学部からでも、法学部からと同様に法曹となることができるものとして、法科大学院が構想されていることから知り得る。

この結果、法曹養成教育に関しては、法学部は不要ということになる。

ただ、法学部では法科大学院の法学の基礎部分教育を併有できる可能性を否定するものではないことからすると、専門二階建て法科大学院構想は例外的に残存させる余地は残っている。さらに、法学既習者については、入学者選抜の時点で専門科目の試験をパスした者については、法科大学院1年次の「基礎科目」の履修を免除できるものとしていることからすると、「基礎科目」については法学部教育で実施し、かつ学部での成績評価を加味しての専門科目試験を行うことにすると、この限りでも専門二階建て大学院構想が残る余地がある。しかし、これらは、例外的なものと想定されていることから、このことを前提として、法学部教育全体を理念とすることはできない。

ところで、法科大学院構想のそもそもの出発点は、21世紀法曹資質能力の養成という「法曹資質教育」の必要性の認識にあった。そこで、当初から、法学部教育では「法曹資質教育」を担い、そのような資質のある者をプロセス選抜により法科大学院に入学させようとする教養二階建て大学院構想もみられたわけではある。今回の大学院構想ではこの点がどうなるのか明らかではない。そこで、この出発点に立ち返るならば、法学部教育では、法曹養成教育の前提としての(「法曹としての資質養成」=「新しい教養教育(リベラルアーツ教育)」)+「専門基礎教育」=(「法曹教養教育」=「リーガルマインド教育」)が不可欠になる。この点で法学部教育は法曹養成教育にコミットしていくという重大な任務を負うことになる。

もっとも、「法曹教養教育」=「リーガルマインド教育」とは何かに関連して、このような教育は法学部に限らず行うことができるとすると、法曹養成教育のためには必ずしも法学部教育は必要ではなくなる。逆に、法学部教育によってのみ行い得るものであるとすると法学部教育は法曹養成教育にとって不可欠なものとなろう。この意味では、21世紀法曹

のための「法曹教養教育」＝「リーガルマインド教育」の探求が必要になろう。

(ロ) 法科大学院における法曹養成教育の自己完結性との関係

法科大学院の教育目標としては、第1年次での「基礎科目」、2年次での「法曹基本科目」「基幹科目」をコア科目として、2～3年次で「実務関連科目」「先端的・現代的分野科目」「国際関連科目」「学際的分野科目」を配置することによって、法曹養成に必要な法学専門科目の基礎から専門、応用及び法曹実務への架橋という、法曹養成教育の自己完結化を想定している。しかし、「法学基礎教育」を受けていない学生に、1年次だけで「基礎科目」を教育することが可能か、わが国のような成文法主義国における法の体系的学習が可能か、断片的法知識の修得に終わることはないのかなどの疑問や懸念が残る。これに対応するには、法学部における法曹養成教育の前提としての「法学基礎教育」が必要であり、この「法学基礎教育」履修成績を勘案した「プロセス」入学も積極的に考えるべきではないかと思われる。

(2) 法学部における法曹養成以外の法学教育

現在の法学部は、法曹となる者の数をはるかに超える数を受け入れて、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能を発揮している。このような法曹以外の法律関係諸資格・企業法務・公務員などの法律関係職やその他法的素養を必要とする分野を法科大学院修了者が代替することになるとは考えられないし、法科大学院修了者で法曹になれなかった落ちこぼれと法学部卒業者のいずれを選択するかの時点では後者に軍配があがることも予想される。教育改革国民会議も学部4年での「専門的学習」と「就業経験」による産業界等への輩出を想定しているのもこのためである。この教育改革国民会議の構想は妥当か否かについては留保するが、いずれにしても法的素養教育は社会にとって不可欠ということになる。法曹養成以外の法学部教育としては、この法的素養教育を理念とすべきであろう。

(3) 法学部教育の二元化

以上からすると、法学部教育としては、法曹養成のための前段教育と4年完結的法的素養教育が考えられる。いずれににか徹することも可能であるが、大規模私大の法学部としては、併存させざるを得ないであろう。かかる併存教育は妥当かである。その答えは、法曹養成のための前段階教育の中心となる「法曹資質教育」と4年完結的な「法的素質教育」は同じでよいのかどうかによることになろう。

そして、1～3年次の「新しい教養教育」＋「専門基礎教育」は法的素養・リーガルマインド養成であることから、同じ教育でよいとするならば、法学部の教育システムは、下図のように構築していくことができるのではないかと考えられる。

法学部の将来像の4つの選択肢

はじめに

法科大学院が設置された場合に、法学部がどのような影響を受けるか、法学部のあり方にどのような変化が生じるかについて検討する。

司法改革審の中間報告においては、この点に関し、「法科大学院の教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にする」とのべているにすぎない。また、検討会議においても、「法学部の存続を前提とした上で、……法学部を法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織とするか、あるいはその機能に加えて法科大学院の教育課程の基礎的部分を実施する機能をも併有するものとするかは各大学の判断に委ねることになる」とし、明確な方向を示していない。

1. 法科大学院設置の法学部への影響

法科大学院の設置は、法学部・法学教育にはどのような影響を与えるであろうか。法学部と法学教育の多様化、選択と競争をもたらすのではないかと推測される。

それでは法科大学院によって法学部・法学教育はどのように変わるであろうか。以下に、いくつかの選択肢を示す。

(1) 従来型

まず、考えられる選択肢の一つは、法科大学院の設置により生じる変化を最小限に留め、従来の法学部・法学教育の伝統をできる限り維持しようとする方向をとることである。検討会議にいう、「法学部の存続を前提とした上で、……法学部を法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織とする」という、考えはまさしくその典型的な例であろう。

しかしその場合でも、法科大学院を併設する法学部においては、「その機能に加えて法科大学院の教育課程の基礎的部分を実施する機能をも併有するものとするか」は、各大学の判断に委ねられることになるから、法科大学院を設置する大学の法学部と設置しない大学の法学部とではかなりの違いが生じる可能性が強い。しかしいずれにしても、法科大学院設置後も、従来の法学部のあり方をできる限りそのまま維持しようとする立場が一つの有力な選択肢である。

(2) リベラルアーツ型

第二の選択肢は、現在の法学部をもっと教養教育中心のものへとシフトすることである。検討会議においても、「法学部は法的素養を中心としたリベラルアーツ教育を行うなどその使命を明確化すべきであるとの意見があった」と述べているように、法学部の今後のあり方について、従来型に加えて、このような選択肢のあることは否定されていない。

それでは法学部をリベラルアーツ型に再編成するとすればどのような形になるであろうか。たとえば、法学、政治学、経済学、社会学、心理学、語学・情報などを核とする文系の教養教育中心の学部とすることが考えられる。これは、学部は広く教養教育中心とし、専門教育は大学院でという発想にもとづくものであるといえるであろう。

もっとも法学を中心としたリベラルアーツ型というとき、その名称を従来通り、「法学部」とする立場とは別に、思い切って、名称も法政策学部、(公共)政策学部、社会科学(総合)学部などに変更することも十分考えられる。むしろ、そうする方がリベラルアーツ型の趣旨をより一層明確に表現することができるものと思われる。

(3) 非法曹実務家養成型

第三の選択は、主として、法曹以外の実務法律家の養成に特化したものへとシフトすることである。これは学部段階における専門職業人の養成を目的とする、より実用指向的な法学教育のあり方を追求したものである。たとえば、企業法務担当者を養成する「経営法学部」や、弁理士、特許技術者を養成する文理融合型の「知的財産学部」などが考えられる。専門学校的なものとなるが、最近の学生の実務指向や社会の即戦力を期待する風潮と合致するものと思われる。

(4) 法学部廃止型

第四の選択は、法学部を廃止し、その定員を法科大学院一本にすることである。その際、法科大学院は、学部段階における専攻分野を問わずに受け入れること、むしろ、法学部卒業生は原則として受け入れないとの立場をとることが考えられる。検討会議の「法学部を存続を前提とした上で」とする趣旨からは、はみ出すことになるが、一つの現実的な選択肢といえるだろう。また、独立大学院としての法科大学も想定されているから、既存の法学部が学部を廃止して、法科大学院に一本化することも可能であろう。

2. 検討

各大学の法学部は、設置形態(国公立、私立)、伝統、地域(都市型、地方型)、学生定員、スタッフの陣容など様々な要素を考慮して、上の選択肢の中から、自分のところに最善のあり方を決定することになる。必ずしも、どこもが同じ、一律的な解決策をとらなくてもよい。とりうる選択肢がいくつか存在することを前提とし、解決の多様性を認めた上で各大学が自由に選択し、競争するという時代が法科大学院の設置によって到来する可能性が

ある。

各大学は、上の選択肢のどれを選択するだろうか。多くの大学は、従来の法学部の伝統を堅持するかもしれない。しかし、それでは、検討会議も指摘するように、「これまでの大学における法学教育は基礎的教養の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものではなかった」との批判を免れないだろう。また、学生からみても、従来型法学部は、出口が明確でなく、法学部を卒業して、具体的にどのような職業に就けるかは非常に不明確であり、その将来像を描きにくいという状況は変わらない。はっきりとした目的意識をもつことが学生を意欲的にさせる有効な手段であるとすれば、法科大学院設置後も、従来型を堅持するのは、問題が残る。また教える側からいっても、法学部、法学研究科、法科大学院という異なった進路と目的意識を持った学生を同じ教員が担当するのは、大きな負担であろう。大学に法曹養成の専門教育機関としての法科大学院が設置されるのであるから、従来の法学部はそれほど多くは必要ないとも考えられる。

いいかえると、法科大学院が設置されるのを契機として、従来の法学のあり方を再点検、再編成する必要がある。なかでも、リベラルアーツ型や法曹以外の実務法律家養成型にもそれなりの魅力があることは確かであるが、ここでは、とくに法学部廃止型について、その可能性を検討する。

- ・まず、法律ばかり、学部・大学院を通じて、6年も勉強するのは適当かという問題がある。もっと幅の広い知識と経験をもった法律家が必要である
- ・幅の広い知識と経験をもった多様な人材の法曹への受入という観点からいうと、法学部学生を法科大学院にそのまま受け入れるよりも、工学、経済、医学などの他の学部の卒業生を受け入れる方がいいのではないか
- ・法科大学院で、法学部卒業生と他の学部卒業生の教育を2本立てにすることの不都合を回避することができる
- ・法学部廃止型は、スクラップ・アンド・ビルド方式を採用する関係上、教員、施設などを有効に活用することができる

以上の諸点は、法学部廃止型の利点といえる。そこで、独立大学院構想を考慮するとき、法科大学院についても、法学部を廃止して、学部を有しない独立大学院研究科（3年制の修士課程）として設置する法学部廃止型や、その変形として、法学部学生定員の半分を法科大学院へ移し替えるという案が、考えられるところである。

もちろん、この点については、法学部が歴史的に果たしてきた法曹養成以外の役割や、学部と大学院を通じての法学・政治学研究者養成の今後のあり方等を考慮して、慎重に判断すべきであること、また、各大学における自主的で慎重な検討なしに、もっぱら財政上や定員上の理由などから結論が出されてはならないことはいうまでもない。

おわりに

学会のあり方に関して、触れておくこととする。これまで、法科大学院構想、司法試験改革、さらには、司法制度改革審議会のあり方、などについて、大学の法学部、法学関係の学会は積極的な発言をしなかった。その原因はいろいろであろうが、その一つはそのような組織が存在しないからである。そこで、法学教育のあり方を、法律学の専門にとらわれずに、横断的に検討する、例えば、日本法学教育学会などのような組織が必要ではないかと思われる。

1. 司法改革と日本社会

前提問題として、今回の司法改革が前提としている全体の流れについて論じることとする。

司法制度改革審議会中間報告では、この改革がめざす大きな社会変革を、「統治客体意識と横並び的、集団主義的意識を背景に国家（行政）に過度に依存しがちな体質」から脱却して「国民が統治の主体として自ら責任を負う国柄へと転換」すること、と述べている。行政改革会議の最終報告における「『公共性の空間』は、決して中央の『官』の独占物ではない」という行も肯定的に引用されている。

(1) 二つの法概念

現在進行中の司法改革は、大きな文脈に置いて見た場合、明治以来の日本の「法の観念」の変更へと繋がる可能性をもつ。それは要するに、「官僚の法」(<法=統治>)から「法曹の法」(<法=権利>)への転換である。

明治期に創設された日本の大学の多くは、法学部から始まっている。これは需要の点から見るなら、当時の野心的青年たちにとって、国家と地方の官僚制の階梯を駆け上がるという彼らの目標を実現するのに、法学を学ぶことが必要だったからである。また国策として、そのような素養をもつ者たちを大量に養成することが、近代国家の建設に不可欠だったからである。その後法学部は増え、法学士たちは民間会社の経営や運営にも力を発揮するようになる。ここで対象となる「法」は主に、国家や集団の統率に関わる階層的な規範システムのことであり、上記の「官僚の法」であるといえる。

一方、個々の法規・解釈の内容に関する知識から切り離された意味での法学によって得られる能力は、わが国では「リーガル・マインド」などと称される。結論的にはこれは、法学の学習が西欧的な行動の仕方を身につける早道を提供する結果、それによって獲得される態度と能力一般を指しているものと考えてよい。主に私法を学ぶ中で、水平的な関係の中で様々に対立する利害への考量を要求され、紛争解決の場面における正義に関する議論と判断を要求されるという訓練を受けることが、必ずしも学生にも意識されないまま、特に親密でも敵対的でもない相互に疎遠で無関心な人間が社会を構成することを可能にするような、精神の構えを身につけさせるのである。これは西欧の法学において中心的な「法曹の法」(lawyer's law)に関わっている能力である。

(2) 権威の種類

図式的に述べれば、「官僚の法」のもつ権威は、それが正統的な過程・手続・権限によって制定されたことからくる。そして、天皇であれ民主的議会であれ、何らかの正統的淵源に発する規範を忠実に適用している、という形式が自他に認められることが、官僚による決定と権限行使の正当性の源泉となる。この場合従う側は、それが正統的な決定とその適用である・から・従う（従うべきだ）ということになる。これを「手続的権威」ということにしよう。

これと区別されるのは「内容的権威」である。この場合は従う者は、その内容が正しい・から・規範的決定に従う、という形になる。結論的には、本来法曹とは、この「正しさ」（正義）の弁証の専門家である。陪審制裁判のように、専門家としての弁護士が素人である陪審員を相手に一定の結論を「正しきもの」として説得する場合には、この関係はより明瞭となる。

ただ、手続的な権威についても、その正統性の源泉が疑われ、「なぜその手続に従わねばならないのか」が問題になる場合には、そのような解決法の「正しさ」を論じることになるので、内容的な権威が必要になる。「なぜ手続を重視するのが・正しい・のか」の理由を暫定的にでも与えることができるなら、前者は後者に転化するからである。

（3）法と民主主義

このように整理するなら、「官僚の法」から「法曹の法」への転換は、社会のあらゆる場面で、「誰が決めたのか」よりも「なぜそれが正しいのか」が問題にされるような、社会変化に対応していることになる。そして法曹は、それら個々の場面で専門家としての活躍が期待され、問題解決を職業的にサポートする社会的責任を負うことになる。

ここで詳論する余地はないが、この「正しさ」は、真の「正解発見問題」（たとえば数学）における解答の正しさから純粋な「合意達成問題」（たとえば度量衡の決定）におけるそれにいたる中間に、様々なグラデーションで広がるだろう。しかしここでの要点は、正しさの極点に現実に到達することであるよりもむしろ、物事の「正しさ」に関連してそれを処理する、という社会的行動が社会に広く定着することである。もちろん、「なぜ正しいか」の答は、正義の観念に内在する論理に従って、次の同種の決定と行動を束縛する。これを積み重ねて行くことによって、この種の法とそれに携わる法曹が人々の間でもつ権威が形作られるのである。この関係は、人々の間にある正義の感覚には関わるが、集合的意思決定の一形態としての民主主義からは相対的に独立している。そしてそれが、選挙で選ばれたのではない裁判官が国会の決定をも覆す権威をもつ場合がある根拠を提供するのである（議会といえども、自由に「正しきこと」の内容を決定できるわけではなく、むしろその決定の正しさを他から問われる立場にある）。「リベラル・デモクラシー」とはそのようなものである。

2 . 日本の法科大学院における基礎法学の位置

日本における基礎法学は、「法の継受」に伴う独特で重要な課題をもっている。法哲学における法の概念論・正義論、法社会学における法の表面と実態の関係に関する経験的研究、比較法学における対他的な関係での日本法の位置づけ、法制史における西欧、非西欧、日本におけるそれぞれの法の発展史。どれをとっても、上記のような日本における法のあり方とその特性を理解する上で不可欠のものである。自分たちの行っている教育と学問の性質を自覚する場を提供するという意味で、法学研究と教育における基礎法学の重要性は、わが国において特別高いといえる。

ところがこれまでの我々の研究は、そのための道具を用意してきたとは言えるものの、実際の法学研究、教育に具体的な示唆を与えるような形でこれらの課題に取り組んだ成果といえるものは、まだごく少ないのではないだろうか。無媒介的な外国理論の紹介や些末主義的な事実の記述、時々々の立法の資料蒐集にすぎないような外国法研究、なども多い。大まかに言えば、実践性を無視することがその学問的価値をも低めてきた、という印象を拭いがたい。多くの彼我の古典が示すように、社会科学において、真の学問性と実践性は、両立可能である以上に不可分のもののはずである。

法科大学院においては我々は、自分が法曹になることを前提にして法学を学ぶ学生たちに対して講義・議論することになる。そのことは、基礎法学においても学問自体の変化を生み出すのではないか。この変化は、一般に、望ましいものになるだろうと考えられる。逆にいえば、基礎法学のみに限ったことではないが、学問内容自体の大幅な変化がない限り、司法改革と法科大学院構想のねらいも、結局は成功しないだろうということである。

3. 構想の具体化にあたって

上記中間報告は、一般的な改革の方向性と、年に「3000人程度の新規法曹を確保する」という目標をかかげており、これが法曹一元実現のための条件となる、と論じる論者（矢口元最高裁長官など）もいる。しかしこれを実現するために必要となる組織的措置については、中間報告はほとんど何も触れず、一部大学関係者の中で疑心暗鬼に類する反応を生んでいる。いわく、「法学関連の教員の教育負担は倍増する」「学問の性格が変化する（反体制思想などは研究の余地が狭まるかもしれない?）」、「学生の質が変化して実践的問題にしか関心と時間を割かなくなる」云々。

しかし法科大学院構想は、日本の大規模な構造改革の一環である（「国民が利用しやすい司法の実現」という目標は、無視できないものの、現在の社会と国民を前提してそれへのサービスを論じている限りで、志が低い印象を与える）。またそうでなければ、この構想が日本社会の改善に貢献する見込みは薄いと考えられる。これまでの行政依存型社会を温存したまま法曹人口のみを激増させても、法曹の大量失業が発生するか、不効率極まりなくかつ実質的な正義から離れた訴訟乱発社会が現出するかに終わるだろう。

構造改革の要点は、これまで行政が(「官僚の法」を運用するという外観のもとで)担当してきた膨大な仕事の一部を政治に、別の一部を民間と市場に委ねる(もどす)ことによって、政府の機構を簡素化しよう、ということにある。その結果として発生する、紛争や権利主張の増大に対応するためには、裁判所の機能を拡大する必要がある。そしてそれ以上に、政治・行政・司法に関連する国民の意識と行動の変化を前提するなら、私的・公的な場面での普遍化可能なルールや正義に関わる言説の専門家としての法曹の役割が、すべての分野で増大するだろう、とういことである。これは三権分立のバランスを取り戻す過程として理解することもできるだろう。

それは日本社会の(ある意味では明治以来の)大変革にもなりうる事業であるから、従来の省庁間の予算配分ルールや権限をめぐる競争(縄張り争い)などという低次元の関心を払拭した、大胆な変革が実現することを期待したい。

そして大学人として関係のある法学教育・研究についていうなら、これには関連予算の飛躍的増大、教員枠の倍増、といった条件が不可欠であろう。

おわりに

これまで大学の法学部が果たしてきた法曹養成以外の機能については、論じることができなかった。もちろん、法科大学院が実現しても、従来の法学部が果たしてきた役割に対する社会的な需要がなくなるわけではない。毎年数万人の法学部卒業生たちが果たしてきた仕事を、高々年 3000 人に過ぎない法科大学院卒業生が果たせないことは明らかである。上記の「教員枠の倍増」の必要性はこの点にも関わっていることを、指摘しておく。

1. プロフェッショナルスクールにおける法学「研究」

司法制度改革審議会中間報告において「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナルスクール」と性格づけられている法科大学院においては、実定法の研究または実定法の研究者の養成は、どのような位置づけになるのであろうか。

まず、研究について考える。ここで「実定法の研究」(学問としての実定法学)とは、「従来の実定法学の水準を高めるため貢献しようという作業」という程度の広い意味である。研究にも、法科大学院の学生による研究と、その教員による研究とがある。

(1) 法科大学院の学生による研究

司法制度改革審議会中間報告は、法科大学院における教育内容として、「実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分(例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分)をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行う」と述べている。明言はしていないが、法理論にせよ実務にせよ、既に確立したものがあり、学生にそれを確実に身につけさせることがプロフェッショナルスクールたる法科大学院の教育の中心である、と考えられているように思われる。

右の点につき、法曹実務家の中には、ロースクールでは、今日、理論としては当たり前の、実務の中で煮詰まったところをいかに教え込むかというトレーニングが行われることになり、いわゆる研究者は不要である、また、学生に対して日本語で論理立てて法的書面が書けるようにするために、教員には教授法なり意欲なり熱意なりというものが求められ、法科大学院教授の間は研究を諦めるというぐらいの覚悟が必要である、と明言する人もいる。

たしかに、現行制度上、ある職業に必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院(プロフェッショナルスクール)の修士課程レベルでは、学生の「研究」能力を養うことは、目的としなくてもよいようである。しかし、研究すなわち確たる解答のない最先端の問題に取り組む訓練をしないで、日々生起する新しい問題を解決する高度専門職業人としての能力が養うことが、本当に可能なのだろうか。アメリカのロースクールも、「法と経済学」の影響が強くなるに従い、「学問としての法律学」(たとえば、ある法のルールが経済学的に見て効率的か否かの分析)を教育する場としての性格が強まっている。

もちろん、法曹の大部分はルーティンワークである実務をこなせば十分であり、日々

生起する新しい問題に取り組まなければならない一部のエリート法曹は、法科大学院の教育がどうであろうと、そのために必要な能力を身につけるであろうし、場合によっては、アメリカのロースクール等に留学して教育を受ければよいという考え方も、一つの割切りとしてありうる。そして、それは、法曹養成の現状（現在の若手法曹実務家のレベル）を踏まえた現実的意見なのであろう。しかし、相当の将来まで視野に入れた場合、法科大学院の教育が、そのように志の低いものであってよいのだろうか。

（２）法科大学院の教員による研究

法科大学院の教員については、司法制度改革審議会中間報告は、研究者、実務家の別を問わず、教員の採用基準として、教育能力、教育意欲および教育実績を重視すべきであると強調している。教員の研究能力、研究意欲、研究実績等については言及がない。したがって、既存の実定法研究者の間では、「法科大学院の教員になると研究はできない」という認識が、定説となりつつある。

法科大学院の教育内容が、（１）で見たように学生に研究を要求しないものであれば、教員の研究能力等も、それに相応したものでよいわけである。その場合、日本の実定法研究は、主に、法学部または法科大学院以外の大学院の教員によって担われることになるだろう。

法科大学院の教員の研究水準を決定する上で重要な意味を持つかもしれないのは、司法制度改革審議会中間報告にいう第三者評価（適格認定）の評価対象に、教員の研究能力等が含まれるか否かである。司法制度改革審議会中間報告は、第三者評価は、「入学者選抜の公平性、開放性、多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため」のものと述べており、教員の研究水準を評価対象に含むとは、少なくとも明言してはいない。

２．研究者の養成

法科大学院が実定法の研究の上でどのような役割を果たすかはともかく、今後の日本に実定法の研究者が必要ないわけではなからう。次に、法科大学院の新設が実定法の研究者の養成にいかなる影響を持つかを考える。

第一に、実定法の研究者を志す者は、学部卒業後、法科大学院に進学するのか、それとも、これまでも存在した大学院の研究者養成コースに進学するのかという問題である。もちろん、両方が併存してよいわけであるが、どちらが主流になるかという問題である。

大学院の研究者養成コースに進学するとした場合については、教育内容・開設科目（カリキュラム）等は従来と同じであるから、格別新しい問題はない。唯一の問題は、法科大学院ができた場合、よい学生がその研究者養成コースに進学するか否かである。実定法の研究者は、現在でも、司法試験に合格はしている者が少なくない点からもわかるように、法曹資格に興味がある者が多いからである。

法科大学院ができれば、実定法の研究者の多くはその卒業生からでてくる、との見方もありうる。この場合のメリットの一つは、法科大学院の学生には、司法制度改革審議会中間報告もいうように、「経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者」が多く含まれているであろうことである。このことは、実定法の少なくともある分野の研究者の質を、大きく向上させることを期待させる。

他方、法科大学院が実定法の研究者の主たる供給機関になることを想定した場合の懸念もある。それは、法科大学院の教育内容・開設科目等が、研究者の養成にふさわしいものか否かという点である。具体的には、法科大学院の教育内容・開設科目は、伝統的な法解釈学が中心となり、社会科学として法または法制度を分析するという視点が研究者養成コースの大学院に比して軽視されないか、あるいは、ドイツ語・フランス語等の能力が軽視されないか、といった点である。法科大学院の教育内容・開設科目が、そのように、研究者としての能力養成には欠けるものである場合には、たとえば3年間で法科大学院を修了し研究者養成コースの大学院の博士課程の2年目に編入された学生は、その後2年を経過し博士課程を修了した時点で、ようやく従来の修士課程修了の学力レベルに到達することになる。すなわち、一人前の研究者になるのに必要な時間が従来よりかかることになるが、このことが、研究者養成に影響を与えることはないであろうか。

3. 学位

司法制度改革審議会中間報告によれば、法科大学院の修了者には「法科大学院独自の学位(専門職学位)」の新設が検討されている。しかし、法科大学院は3年制であることに鑑みると、その学位は、博士の学位に相当するものではない。そこで、法科大学院修了者で研究者を志す者は、研究者養成コースの大学院の博士課程に入学することになるであろうし、法科大学院自体は、博士の学位を授与できない、研究者養成に関してはマイナーな機関になろう。

はじめに

ここでは、新しい諸々の再編論議の中で、再編以後の政治学教育、とくに、ロースクール以後における政治学の役割はどうなるのか、を考える。これまでの法科大学院をめぐる種々の議論の中で後継者要請養成をどうとらえるか十分に議論されていないことからすれば、この点について論じることが必要であるが、それは、結局、「後継者をどのように養成するか、その一人一人がどのように大学内で組織化されるか」という言葉で要約できるであろう。後継者とは誰を言うのか？ さしあたり、現在日本の政治学系学会に参加している人数が参考になろう。日本政治学会は約1600人。これより多くが日本国際政治学会にはいる。また、日本行政学会、日本選挙学会など相互に重複しながら日本では、大学で政治学系の教育をする人の数は非常におおくなった。これは、国家が音頭をとったのではなく、経済成長後の社会において、学生と社会の需要と大学の方針の中から生まれたのである。また、今日の政治学は、戦前からの長い伝統の制度的蓄積物であるとも見るべきであろう。

この「現状」が、日本でも明治以来の長い歴史から生まれたものだと考えれば、他国における政治学という学問と同様に、政治学が人類にとって不可欠な知識であるとして社会的支持を得ていることは自明であり、問題は、この学問を受け入れる高等教育の組織形態がどうなるのかということであろう。この種の議論が今必要になるのは、ロースクールの教員確保のために、隣接の領域にしわ寄せがいくということが話題になるからである。たしかに、法学部に籍を置いてきた政治学が、ロースクール構想が実現した暁には、その居場所を問われる可能性がある。政治学者は、あるいは政治学は、グローバル化の中で、「生き方」を問われているのかも知れない。しかし、残念ながら、ロースクール問題に関して、政治学は受け身である。ロースクール自体については、日本に優れた法律家が増えることは重要であるから、しっかりやって下さいという以外にない。しかし、政治学も独自に存在を示し、次の世代に蓄積されてきた知識を伝え、その知識を伝える人を育てる責任を果たさねばならない。そのことを、この際、積極的に主張する必要があるのかも知れない。その場合、現代の環境をしっかりとらえて、その環境の中に合うタームとパースペクティブを示さねばならない。

そこで政治学は、つぎに、政治学を生かし続ける方法・手法・組織を考えねばならない。以下、政治学の領域から後継者がどう生まれるかについて、限られた経験に基づくものであるが、論じることとする。

1. 学問の制度的性質

ここでは政治学の本質とは何かという議論は別に措いて、学問の特質を制度から見ておく必要がある。二つの点を指摘しておきたい。

(1) 国立大学など法学部の中におかれた政治学は、学問の性質とは別に、そこから来る制度的特質を持っている。政治学は法学部の中で、法律解釈学を中心にしたカリキュラムの中で、日本が継受した西洋諸国において、憲法や公法が実際の動態においてどういうものであったか、を講義する役割を担った。政治学の講義は、政治思想史、外交史、政治史（事実上、西洋政治史であった）政治学原論の重視で始まった。

(2) その後、政治学は、別の形で、法律学を補完してきた。解釈学が、国内における法律問題解決型のドメスティックな性格を持っていたのに対して、インターナショナルであった。またインターディシプリナリーでもある。すなわち、基礎法とともに、政治学は、異文化、歴史、政治と経済という法に直接関係する「人文・社会科学」を受け持っていた。中でも政治学は、国際学会との関係が深く、外に目を向ける傾向が強い。そして、政治学が、国際政治学や国内政治過程の実証的な分析をするようになるにつれて、独自の社会的有用性を持ってきたように思われる。最近の「公共政策学」といった名称を持つ学部・研究科の設置は、そのような新しい傾向の兆候である。政治学の法学部におけるウェイトは、戦後の50年の間に若干ではあるが、増したように思う。しかし、他方、政治学は、組織形成のための critical mass になることもなかった。しかも、政治学の研究者が複数の学部・研究科・研究所に分散して所属している大学もある。

2. 後継者養成

ここで、我々はもっと具体的なことを問題としてとりあげざるをえない。すなわち、後継者の養成のための方法は何かである。ロースクール（法科大学院）はできるかどうかは確定的とはいえないし、できるとしてもそのあり方に関する議論にはまだ紆余曲折があるように思われる。したがって、どう対応するかという議論は難しいが、政治学も、その有り様を真剣に考えておく必要があることも否定できない。

政治学は、各国の実態を分類すれば、多数メンバーよりなり一組織を形成するケースと、社会科学の一環として少数がどこか別のディシプリンを核として形成された組織におかれているケース（社会学部や歴史学部）の両極がある。日本でも、一方の極には、政治学が、大学入学の段階から別にリクルートしているケースがある。これに対して、国立大学の教養課程などの政治学は、逆のケースである。少人数の政治学者が大規模な教員機構の一部として配属されている。この両極の間に、様々なあり方を経験しているが、それぞれに高等教育のニーズを満たして安定していた。この水準を確保できるか。これが最低限の後継者問題である。

明治以後のある時期までは、国立大学に関して言えば、文部省によって示されるべき国家の方針の問題である、という言い方が可能である。しかし、この点、すでに、文部省が命令的に決めていくような性格の問題ではなく、各大学ごとに、政治学が必要かどうか考えられているところに、もう一つの深刻な問題がある。政治学がいかなる学問かを、国家に、社会に、同僚に、証明しなければならないという面がある。政治学は、どのような環境にあり、自らどのようなディシプリンかの自覚を持ち、社会との接点や社会のニーズをどう認識しているかを述べなければならない時があるであろう。わかりやすく言えば、社会のニーズを充たしながら、大学学部として存立できるかである。

(1)一番良いのは、(現状でもかなり良いのであるが)政治学の存在理由を積極的に承認し、リベラルアーツの枠の中の学問として、広く教えることが期待され、後継者を育てる研究科を、従来通りであれ、その他の形態においてであれ(他の学問と共同ということになるか)存続できることである。しかし、法科大学院構想の下で、法学部から法律学が脱落することとなった場合、どこにいることができるであろうか。

(2)穏やかな対応として、ロースクールが大学院レベルに設置され、法律学のエネルギーの大部分が大学院に吸収される結果、政治学が学部教育の中心になるという方法がある。

(3)他方、自己防御のために、何らかのプロフェッショナルスクールをたちあげ、その中で政治学が中核的な位置を占めるか、パートナーを選んで中核的な存在となる努力をしなければならない、という主張がある。最近よく聞くのは「ガバナンス」といった名称の学部・大学院というものがあるのではないかという議論である。ガバナンスを主張できるためには、新しいカリキュラムが必要である。金融法制・政策や税法や組織経営と立法や集団決定など、いわゆる「ガバナンス」に貢献する内容の知識の体系があることを示す必要がある。他のディシプリン(経済学や組織論)との「関係」を政治学は再認識することになる。

(4)具体例として、ケネディスクールがあげられる。いわゆるケネディスクール(行政大学院)とは、ビジネススクールやロースクールなどと同様にプロフェッショナルスクールに当たり、国、国際機関、非営利団体、シンクタンクなどの職員の養成を目的とし、1年または2年間の修士課程と博士課程があり、卒業後は公共政策学の学位が与えられるというものである。

(5)しかし、「ガバナンススクール」のイメージは、上のケネディスクールよりも、もう少しアカデミックなものを核にしている。要約的に言えば、ガバナンススクールは、そこから公務員になることを目指す者やビジネスマン志望者など、ちょうど今の法学部の卒業者に期待される社会的ニーズを現代的に満たそうとするような構想である。この多様性の中で、研究者も養成される。

法科大学院と大学・大学院制度

新制大学院制度の理念・目的との関わりを中心として

はじめに

戦後新制大学院制度の中に盛り込まれた教育・研究の理念・目的との関係で、今回の法科大学院構想をどのように評価したらよいか。教育法学の立場から検討する。

1. 新制大学院制度と法曹養成の関係

(1) 1949年の「大学院基準」と1950年の「大学院設置基準」の成立

新制大学院は研究科を構成の単位とし、大学院には修士と博士の二つの学位を与える課程を置く。修士課程は学部の延長ではなく、その目的は「学部にて一般的教養と専門分野の基礎的教養とを積んだ者が更に精深な学識を修め且つ研究の能力を養うこと」にあり、博士課程の目的は「独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うこと」にあるとされた。

しかし、同基準は、「備考」において、新制大学院の基本的性格に係る注目すべき提言を行っていた。「この基準は、学部の研究者及教授者の養成を主たる目的とする大学院について定めたものである。専門の職業に従事する者（例えば医師、弁護士等）の養成を主たる目的とするものについては別に之を定める」。

(2) 1955年の「大学院基準」の改訂

1955年、「大学院基準」の修士課程の目的規定について、大きな意味を持つ改訂が行われた。すなわち、同課程は「学部にて一般的並びに専門教養の基礎の上に、広い視野に立って、精密な学識を修め専門分野における理論と応用の研究能力を養うことを目的とする」と改められた。この改訂は、修士課程の教育を学部の一般教育と専門教育との総合的連関の上に立って、そのカリキュラムを整備し、「理論」と「応用」の両面にわたる「研究能力」を養うと定めることにより、単に「研究者・教授者」の養成を目的とするばかりではなく、「実社会において指導的役割を果たすために要する能力の養成をも目的」とするものに変える意味を持っていた。こうして、修士課程で研究者養成と高度職業人養成を、大学の自主性に基づいて、併せて行うことが可能となった。

しかしながら、「備考」についても改訂が行われ、「医学、歯学に関する大学院の基準は別に定める」という規定だけが残り、弁護士など専門職の養成を主たる目的とする大学院基準は別に定めるとする部分が削除されたのである。

(3) 1974年の「大学院設置基準」の制定

1949年以来、大学基準協会の定めた「大学院基準」をもって、学校教育法上の設置基準に代えるという変則的状況は、1974年の「大学院設置基準」の文部省令化により解消された。ここにおいて、理念上アメリカ型の大学院制度の導入が目指され、修士課程で高度専門職業教育を施すことを明確に可能にし、博士課程を研究者養成コースと位置づける新制大学院制度がようやく確立をみた。

新制大学院制度下の修士課程の理念・目的をまとめると、以下のようになる。まず、修士課程は、学部の一般教育と専門教育との総合的見地から、そのカリキュラムを構築する。また、修士課程には、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの目的を持たせる。そして、修士課程を主として研究者養成コースとするか、高度専門職業人養成コースにするかは、各大学院の自主的決定に委ねる。

2. 大学院の再編と法科大学院構想

近時、一般的に大学院の再編の動きは、臨時教育審議会の第二次答申（1986年）から始まって、1988年の大学審議会答申「大学院制度の弾力化について」で、高度専門職業人の養成や学部講座積み上げ型でない大学院大学の設置等について言及されたことに伴い、大学院設置基準の改訂（1989年）が行われたあたりと考えられているが、それらはいまだ具体性に乏しかった。したがって、1998年10月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について 競争的環境の中で個性が輝く大学」と、それを受けて行われた1999年9月の大学院設置基準の改訂によって、大学院の再編が本格的に始まったといえる。

(1) 1998年答申の内容

1998年答申は、「大学院の拡充」の箇所、修士課程を研究者養成の一段階と位置づける一方で、高度専門職業人の養成の役割を果たすことを明らかにし、学部の専門教育を受けた有能な人材の一層の開発を図る場としてとらえている。さらに、高度専門職業人の養成に関し、特定職業人に高度の専門的知識・能力を持たせるため、「特化した実践的な教育を行う」修士課程の設置を強く促している。その上、法曹養成との関係で、特に注目すべき提言を行っているのである。すなわち、現在進行中の法曹養成制度改革に関連して、今後、法曹養成のために、学部の卒業者を法曹への道にスムーズに進める仕組みとして、ロースクール構想の検討の必要性を例示している。

(2) 1999年の「大学設置基準」の改訂の内容

1998年答申は、高度職業人養成に特化した修士課程について、「カリキュラム、教員資格及び教員組織、修了要件などについて、大学院設置基準等の上でもこれまでの修士課

程とは区別して扱い、...法律実務...などの分野においてその設置が期待される」と述べている。そこで、99年に設置基準が改訂され、「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程」を置くことができるようになり、これを「専門大学院」と称することになった（31条1・2項）。したがって、法科大学院は高度専門職業人養成を目的とする新しい形態の大学院の一つとして登場してきたものである。わが国においても、アメリカの大学院制度をモデルにした研究者養成型の大学院（グラデュエートスクール）と高度専門職業人養成型の大学院（プロフェッショナルスクール）との分化が、いまや本格的に推進されようとしている。この点、旧帝大+旧官大の「基幹大学」においては、研究者養成と高度職業人養成という二つの目的が同時に達成され、有力私大+地方国立大・公立大等では専ら高度職業人養成が期待されている。

おわりに

新制大学院制度の理念・目的からみて、法科大学院構想には以下のような問題点があるといえよう。

(1)同構想には、もはや学部教育では十分な法学教育ができない。そこで修士課程において肩代わりしてもらえないという発想がある。このような考え方は、大学院は学部教育の基礎の上に発展するという新制大学院制度の基本理念からみて疑問がある。

(2)法科大学院の設置認可に関する基準は、厳格なものでなければならないとしていることは、全ての大学が制度的には平等であり、大学院は大学の重要な一機能を担うものとして、その必要と条件に応じて自主的に設置するという新制大学院の理念・原則からみて、大いに問題があるといわねばならない。厳格な設置基準の制定は、特定の大学しかロースクールを設立することができなくなってしまう。その結果、ロースクールを有する大学をエリート大学・大学院と位置づけ、大学・大学院間にランク付けが生じることが懸念される。

(3)さらに、法科大学院の教育水準、成績評価・修了認定、新司法試験の受験資格の付与の厳格性を確保するため、適切な第三者評価制度の導入を図るということには、その内容とシステム作りいかんによっては、ロースクールが完全にコントロールされる危険性が生じてくる。

大学院の「学部化」を未然に防ぎ、法科大学院構想を価値あるものにするためには、新制大学院の理念・目的にそって、学部と修士課程で担当する法学教育・法曹養成についての役割を改めて明確にする必要がある。そのためには、まず第1に学部教育の建て直しに取り組むことが必要である。学部教育の建て直しなしに、修士課程重視の道を選んでみても、学部レベルで起きた諸問題（一定の法的知識を持つゼネラリスト養成を主たる目的と

したため、一般教養の面でも、また、法律専門教育の面でも、十分な学部教育が行われていないこと、カリキュラムの過密化と法学教育の求心力の喪失のため、学部生の学習意欲の低下減少が生じていること、学部の教育目標が希薄であるため、司法試験志望者の大学離れやダブルスクール化が顕著に現れていることなどが、いずれも大学院レベルにおいても発生することが必至であるといわねばならない。教養教育と専門教育の統合の上で立って、学部のカリキュラムのスリム化を図り、基本法科目を中心に学習するスタイルに替える必要がある。第2に新制大学院の独立性（新制大学院を単なる学部の付属機関とせず、教育組織としては、学部から独立しているが、しかしまた、大学の外に置くとの建前をとらず、学部と有機的な関係を持つものとする原則）と総合性（大学院の各研究科は専門分野の違いはあっても、一つの制度的総合体として運営されるという原則。つまり、大学院における履修や教育研究指導の方式については、研究科相互間の統合が十分なされるべきと考え、新しい学問の総合性を担保しようとする制度理念を指す）の原則に立ち返って、新しいタイプの法曹を育成し、新しい法理論と応用能力を持った法曹を養成することが大切であろう。